

第 91 号議案

豊後大野市行政組織条例の一部改正について

豊後大野市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

課の新設、統合及び名称変更並びに分掌事務の変更に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政組織条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政組織条例（平成 23 年豊後大野市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中 「 地域創生課  
まちづくり推進課 を 「 まちづくり推進課 」 に  
情報推進課 」

「 人権推進同和対策課 「 人権・部落差別解消推進課  
を 社会福祉課 に改める。  
社会福祉課 」 子育て支援課 」

第 2 条の表総務課の項中「(7) その他他課の所管に属さない事項に関すること。」を

「 (7) 地域の情報化に関すること。  
(8) 行政の情報化に関すること。 に改め、同表地域創生課の  
(9) ケーブルテレビに関すること。  
(10) その他他課の所管に属さない事項に関すること。 」

項を削り、同表まちづくり推進課の項を次のように改める。

まちづくり推進課

- (1) 総合企画等主要計画に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略等に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 地域振興に関すること。
- (5) 総合交通対策に関すること。
- (6) 統計に関すること。
- (7) 文化、芸術振興に関すること。
- (8) 国際交流、地域間交流に関すること。

第 2 条の表情報推進課の項を削り、同表人権推進同和対策課の項中「人権推進同和対策課」を「人権・部落差別解消推進課」に、「同和等」を「部落差別解消等」に改め、同表社会福祉課の項を次のよう改める。

社会福祉課

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障害者福祉に関すること。

第2条の表社会福祉課の項の次に次のように加える。

子育て支援課

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子及び寡婦福祉に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。